

これまでの電気事業制度改革について

平成19年4月25日
経済産業省
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

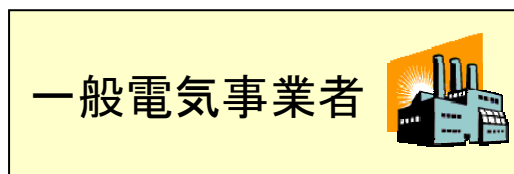
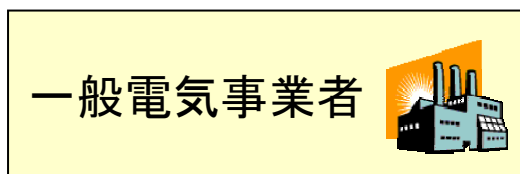
我が国の電気事業制度改革における基本的な考え方

基本的な考え方

- 我が国の電気事業は、規制緩和や内外価格差、高コスト構造等に関する指摘を受け、安定供給・環境適合を大前提に競争原理を導入し、公正で効率的な電気事業を目指して累次の電気事業制度改革が行われてきた。

制度改革前

制度改革後



競争

独立系発電事業者 (IPP)

特定規模電気事業者 (PPS)

他エリアの一般電気事業者

特定電気事業者

自家発電設備設置事業者

需要家

需要家

第1次電気事業制度改革の概要

第1次制度改革（平成7年）の主な内容

- ①卸電気事業の参入許可を原則として撤廃し、**電源調達入札制度を創設**して、発電部門において競争原理を導入。
- ②**特定電気事業制度を創設**し、特定の供給地点における電力小売事業を制度化。
- ③一般電気事業者の自主性を認める方向で料金規制を見直し、**選択約款を導入**。

特定電気事業者



自己の送電線にて供給

特定の供給地点



中小ビル



中小工場

等

一般電気事業者
発電部門



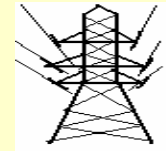
入札

独立系発電事業者
(IPP)



※開発期間が短い等の条件を満たした電源については入札を実施

一般電気事業者
送配電部門



(規制料金)

選択約款導入

需要家



家庭



中小ビル



中小工場



業務用ビル



大工場

等

第2次電気事業制度改革の概要

第2次制度改革（平成11年）の主な内容

- ①小売部門において、**特別高圧需要家を対象として部分自由化を導入(※)**。
- ②**料金の引き下げ等**、電気の利用者の利益を阻害する恐れがないと見込まれる場合においてはこれまでの規制を緩和し、認可制から**届出制に移行**。

※電気の使用規模が2千kW以上で、2万V特別高圧系統以上で受電する需要家が対象。ただし沖縄電力の供給区域については、使用規模が2万kW以上で、6万V以上で受電する需要家が対象。

一般電気事業者
発電部門



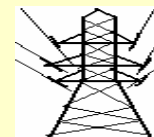
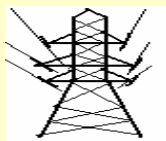
入札

独立系発電事業者
(IPP)

特定規模電気事業者
(PPS)



一般電気事業者
送配電部門



一般電気事業者は
接続供給約款・振替供給
約款を行政に届出

(規制料金)

料金引き下げ時の届出制導入

(自由料金)

規制部門の需要家



家庭



中小ビル



中小工場 等

自由化部門の需要家



デパート等



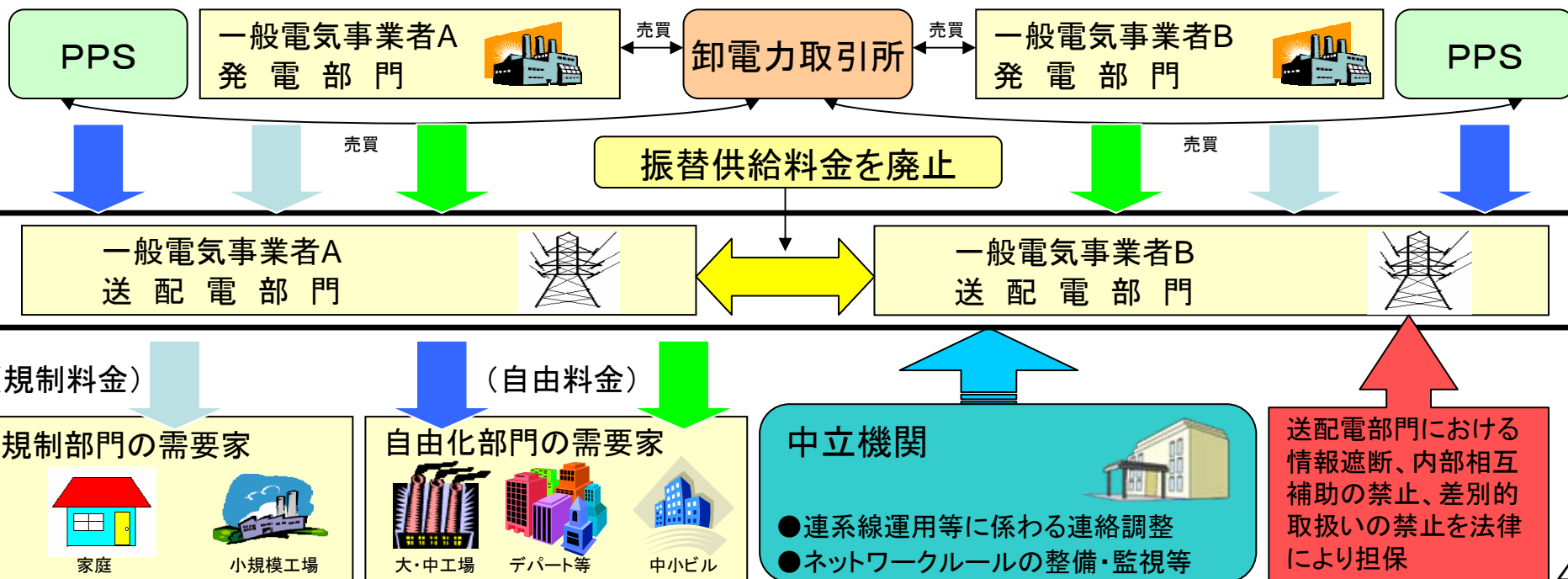
大工場 等

第3次電気事業制度改革の概要

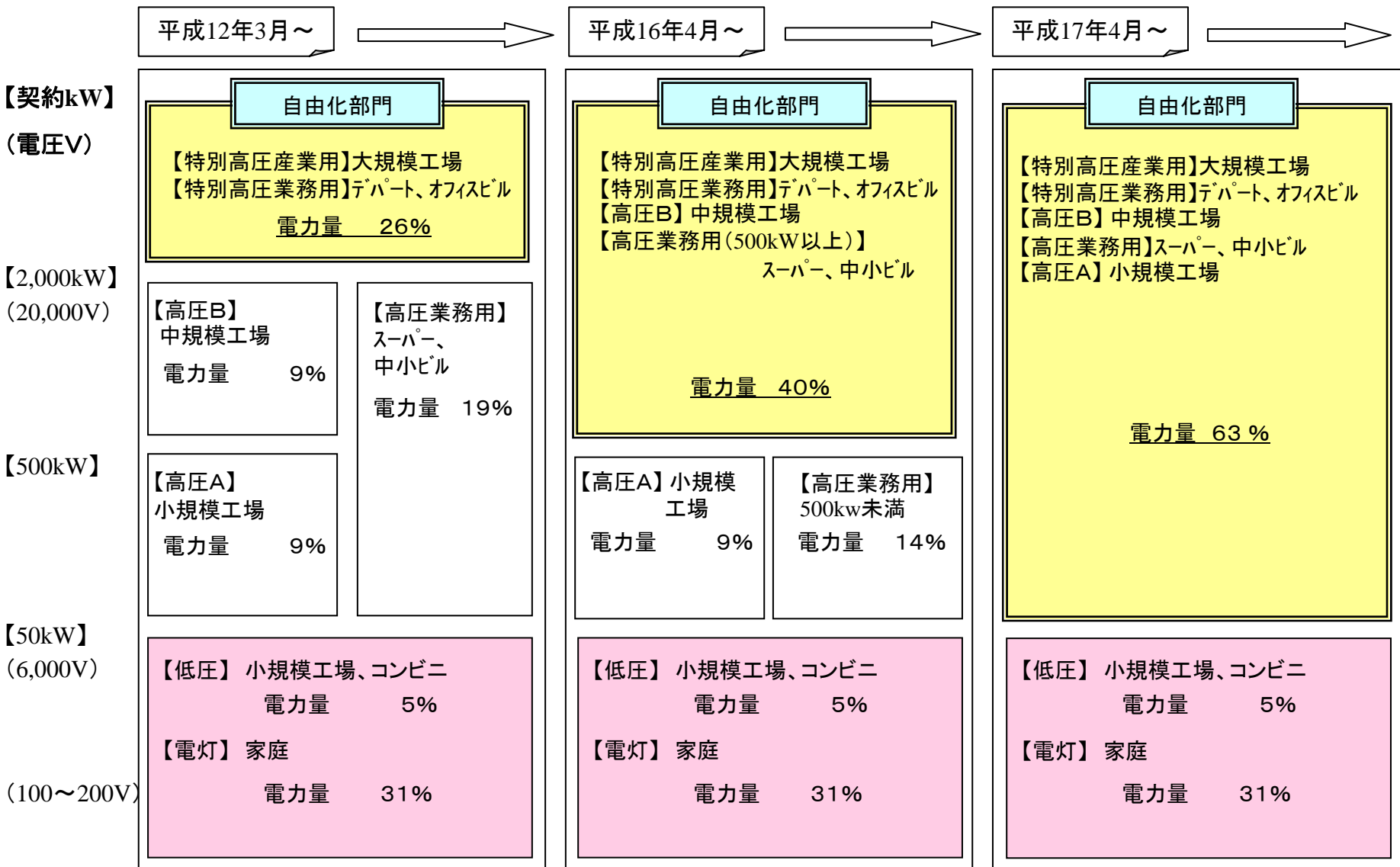
第3次制度改革（平成15年）の主な内容

- ①小売部門において、**高圧需要家まで部分自由化範囲を拡大(※)**。
- ②一般電気事業者の送配電部門に係るルールの方策、及び監視等を行う機関として、**中立機関(送配電等業務支援機関)を創設**。
- ③一般電気事業者の送配電部門における**情報遮断、内部相互補助の禁止、差別的取扱いの禁止を電気事業法により担保**。
- ④供給区域をまたぐごとに課金される、**振替供給料金を廃止**。
- ⑤全国大の**卸電力取引市場を整備**。

※電気の使用規模が50kW以上で、高圧で受電する需要家まで自由化範囲を拡大。ただし沖縄電力の供給区域については、使用規模が2千kW以上で、特別高圧で受電する需要家まで自由化範囲を拡大。



これまでの小売自由化範囲の拡大について

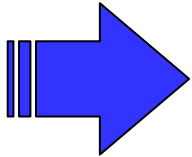


(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2万 kW、6万V 以上から、16年4月に特別高圧需要家(原則2千kW以上)に拡大。

第3次制度改革における主要な措置に係る基本的な考え方

電気の特성에 応じた発電設備と送電設備の一体的な整備・運用（送配電部門の調整機能の確保）

- 電気の安定供給を図るためには、**発電設備と送電設備の一体的な整備・運用が求められる。**
- 電力会社の**送配電部門は多数の事業者が利用する「公共インフラ」としての性格**が強まり、送配電施設の整備や系統全体の電力需給の調整など、送配電部門の調整機能の確保が必須。
- 小売自由化の進展下において引き続き、**送配電部門の透明性・公平性について、広く市場参加者の信頼が確保されることが重要。**

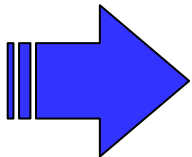


発送電一貫体制を維持し、行為規制を法的に担保

中立機関の設立

全国規模での供給量確保の効率的な達成を可能とするための環境整備（広域的流通の活性化）

- 自由化の進展に伴い需要家と供給事業者との関係はより広域的なものとなる中、**全国規模での電気の取引を活性化するための環境整備が必要。**
- 供給力の確保に当たっては、**電力供給の担い手である事業者自身が、多様な供給力調達の手法を持ち得ることも重要。**
- また、**ネットワークの利用料金・利用条件に関しては、これまで以上に公平性・透明性・低廉化が強く求められる**一方で、ネットワークは電力供給に必要不可欠であり、電力需要に対して適時適切に整備されることが必要。



卸電力取引所の設立

振替供給料金（パンケーキ）の廃止

系統利用料金について届出制を維持し、変更命令基準を明確化